

平成 26 年度募集版

可児市まちづくり活動助成事業募集要項

みんなのまちづくり活動を応援します！



説明会の開催

- ・と き / 平成 26 年 4 月 1 日(火) 午後 1 時 30 分 ~
- ・と ころ / かに N P O センター (可児市下恵土 5166-1 総合会館分室内 電話 60-1222)

書類の受付期間

- ・と き / 平成 26 年 4 月 1 日(火) ~ 4 月 25 日(金) 午前 9 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
 - ・と ころ / かに N P O センター (可児市下恵土 5166-1 総合会館分室内 電話 60-1222)
- 土日も開館しています

1 趣旨

市民のみなさんが、住みよい地域社会の形成を目的として自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動に対して助成金を交付することにより、市民参加のまちづくりを推進し、市民によるまちづくりを進めることを目的とします。

2 助成内容

まちづくりスタート助成

これからまちづくり活動を始めようとしている団体が行う調査・研究活動に対して助成します。

- ・助成額 対象経費の2分の1以内を審査により決定（上限5万円）
- ・助成回数の限度 一団体につき連続2回まで

まちづくり活動助成

可児市を中心として行われる創意工夫にあふれたまちづくり活動に対して助成します。

- ・助成額 対象経費の2分の1以内を審査により決定（上限20万円）
- ・助成回数の限度 一事業につき通算3回まで

平成24年度から実施している優先テーマは、審査項目に「テーマ適合性」を設定し40点満点中10点を配点しています。

【平成26年度優先テーマ】

健康づくりに関する取り組み

- ・歩こう可児302の推進に関する活動
（ウォーキングを市民に広めていくための講座、実践 など）

子育てに関する取り組み

- ・安心して子育てができる環境づくり活動
（育児勉強会、子育て中の親子が出会うきっかけをつくる活動 など）
- ・子どもたちが安心して外出し遊ぶことができる地域づくり活動
（不審者対応ワークショップ、見守り活動 など）
- ・いじめのない地域社会を目指した活動（いじめ防止啓発講習会 など）

地域資源の活性化に関する取り組み

- ・可児市の観光資源を市内外に発信し活性化を図る活動 ホームページ作成のみは除く
（バラのまち可児、ガラス工芸など可児市の魅力を発信するイベント など）

防災力向上に関する取り組み

- ・災害に強いまちを作る活動
（ハザードマップを有効に活用するための専門家を招いての講習会、災害広場（体験型）の開催 など）

本年4月から来年3月末までの間に実施する活動を対象とします。

一団体一事業の応募とします。また、まちづくり活動助成について過去に交付を受けた団体が再び別事業で申請する場合は、最後に交付を受けた年度から3年間あけなければなりません。

名称の変更、法人化、団体の合併などによる新規団体については、構成員の過半数以上が同じであれば、実質的に同一団体とみなし、その団体の年数で判断することとします。

助成額は1,000円未満切り捨てとします。

予算の都合や審査の結果によって助成できない場合があります。

(平成26年度予算案どおり可決された場合、予算総額は180万円の予定です。)

3 応募条件

応募できるのは、次の条件をすべて満たす団体です。

- 構成員が5人以上であること
- 可児市を中心として活動していること
- 会則、規約などを定めていること
- 政治・宗教・営利を活動の目的としていないこと

助成の対象となる活動

地域文化の再生・創造、地域の活性化、地域コミュニティの再生、地域の魅力発信、景観保全、地域の安全安心、国際交流の推進、子育て支援、高齢者・障がい者支援、男女共同参画、青少年育成、地域住民の健康増進など

上記事例にとらわれず、創意工夫のある公益的なまちづくり活動を対象とします。

助成の対象とならない活動

- ・国、県または市から他の助成等を受けている活動
(苗木等の現物支給は他の助成等とはみなしません)
- ・政治・宗教・営利を目的とした活動
- ・事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する活動などは対象となりません。

助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動を行うのに必要な経費(講師謝礼、印刷費、会場使用料など)とします。ただし、食糧費や団体の経常的な運営経費(事務所借上に伴う家賃や光熱費など)などは対象となりません。詳しくはP5~P6をご覧ください。

なお、活動の実施に伴い、入場料や寄附金などの収入により総収入額が総支出額を超えた場合は、その超えた額を助成金から控除します。

4 助成の決定

助成の可否と金額については、まちづくり活動助成審査委員会による書類審査と企画発表会の結果により市が決定します。企画発表会（5月17日（土）午後開催予定）では、助成を受けようとする活動企画について発表していただきます。

まちづくりスタート助成（審査得点 15 点満点）

7.5 点以上 対象経費の 2 分の 1 以内（上限 5 万円）
7.5 点未満 なし

まちづくり活動助成（審査得点 40 点満点）

20 点以上 対象経費の 2 分の 1 以内（上限 20 万円）
20 点未満 なし

5 審査項目

まちづくりスタート助成

テーマの具体度	・調査、研究の具体度	5 点
地域貢献の期待度	・地域に貢献する活動へ発展する可能性	5 点
市民ならではの発想	・行政や企業などが取り組みにくい分野であるなど市民が自ら取り組むことの意味の大きさ ・可児市のアイデンティティの形成に資するなど可児市で行うことの意味の大きさ ・他にはない取り組みの新しさ	5 点

まちづくり活動助成

公益性	・地域社会へ効果の広がりが期待できるなど多くの市民に還元される公益的な活動か ・市民が直面している課題解決への効果があるか ・市民だからこそできる社会貢献活動か	15 点
自立性・継続性	・自助努力による資金確保に努めているか ・自立できることが期待できる活動であるか ・一過性ではなく持続的な発展と定着の可能性が高いか	5 点
独創性	・創意工夫にあふれた活動か ・地域性を活かした個性豊かな活動か ・新しい視点やアイデアがあるか	5 点
企画内容の熟度・実施体制	・企画内容および実施体制が十分検討されている提案（予算を含む）となっているか	5 点
テーマ適合性	・優先テーマについて、市の現状を認識し、問題解決に向けた適切な取り組みとなっているか	10 点

6 実績報告

来年 2 月末日までに、所定の実績報告書を提出していただきます。また、その後に開催する活動報告会（来年 3 月中旬開催予定）において報告を行っていただきます。

なお、年度途中で中間報告をお願いする場合があります。

7 助成金の交付

助成金は、原則として実績報告書をいただいた後に交付します。ただし、必要と認められる場合は、前渡しができます。

8 応募方法

所定の申請書にご記入の上、必要書類を添え 4 月 1 日（火）から 4 月 25 日（金）までに提出してください。なお、提出いただいた申請書は、原則、全て公表しますので予めご了承ください。

申請書は、市ホームページの「様式ダウンロード」コーナーからダウンロードできます。

<http://www.city.kani.lg.jp/>

様式ダウンロード > 自治会活動・市民活動支援 > まちづくり活動助成事業

9 その他

助成決定団体には、実施事業を市の広報媒体に優先的に掲載し、活動を P R していきます。

【応募提出先・問い合わせ先】

かに N P O センター 〒509-0203 可児市下恵土 5166 - 1 総合会館分室内

TEL 0574-60-1222 FAX 0574-60-1250

開館時間 9：30～17：30（土日も開館しています。）

スタート助成の対象経費の範囲（この表に掲げる経費以外は助成対象外となります）

区 分	説 明	備 考
講師等謝礼・費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会等の講師やイベント出演者への謝礼金、出演料または贈呈物品 ・講演会、研修会等の講師、出演者を迎えるために必要となる交通費や宿泊費 ・託児など有償ボランティアへの謝礼 	<p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員に対する謝礼金等
その他の謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設や機材の提供を無料で受けた場合の謝礼金または物品 	
調査研究費等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、研究、研修のために要する交通費や宿泊費 ・研修会やイベントへの参加に必要な負担金で、その内容により団体のレベルアップが図られるなど、研修の意義が認められる場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費等については、7万5千円を対象経費の上限とする ・参加予定の研修会やイベントの内容、負担金額等がわかる資料を添付すること <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金及び交付金
事務用品・消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に必要な文具類等の事務用品で、活動に必要な最小限度のもの ・印刷及び製本に要する費用。チラシやポスターの印刷、写真の現像など 	<p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員が個人で使用する文房具、参加者等に配布する記念品や参加賞、ユニフォームなどの購入費
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料、運搬料で、活動に必要な最小限度のもの 	<p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料金、インターネット接続料金
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント保険やボランティア保険等の保険料 	
会場賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催に伴い、当日やその事前準備等で臨時的に必要な会場使用料 	<p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例的、内部的な会議や練習などに必要となる会場使用料
機械賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を行う上で必要となる機械賃借料 	<p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員や参加者の移動に伴う車の賃借料

活動助成の対象経費の範囲（この表に掲げる経費以外は助成対象外となります）

費 目	説 明	備 考
講師等謝礼・費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会等の講師やイベント出演者への謝礼金、出演料または贈呈物品 ・講演会、研修会等の講師、出演者を迎えるために必要となる交通費や宿泊費 ・託児など有償ボランティアへの謝礼 	【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員に対する謝礼金等
その他の謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設や機材の提供を無料で受けた場合の謝礼金または物品 	
事務用品・消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に必要なとなる文具類等の事務用品で、活動に必要な最小限度のもの ・印刷及び製本に要する費用。チラシやポスターの印刷、写真の現像など 	【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・会員が個人で使用する文房具、参加者等に配布する記念品や参加賞、ユニフォームなどの購入費
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料、運搬料で、活動に必要な最小限度のもの 	【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・電話料金、インターネット接続料金
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント保険やボランティア保険等の保険料 	
委託料・工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託に要する費用。特殊な技術や設備等を必要とするなど、当該団体が直接実施することが困難であるもの ・土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託、工事等の内容がわかる見積書または契約書を添付すること
会場賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催に伴い、当日やその事前準備等で臨時的に必要なとなる会場使用料 	【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・定例的、内部的な会議や練習などに必要となる会場使用料
機械賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を行う上で必要となる機材等の賃借料 ・資材などの運搬に使う車両、重機等の賃借料 	【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員や参加者の移動に伴う車の賃借料
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に必要なとなる原材料 （石材、鉄骨、セメント、砂、木材など） 	
備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動に係る会員に貸与する安全ジャケット 	【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> ・左記以外